

X 消防

資料 47 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

改正 平成 13 年 12 月 1 日千消会第 120 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書(平成 4 年 4 月 1 日締結)第 9 条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めるものとする。

(航空特別応援の対象)

第 2 条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災
- (3) 高層建築物火災
- (4) コンビナート災害
- (5) 航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空特別応援の種別)

第 3 条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動(これに付随した救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出動 重篤傷病者の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空特別応援の出動限定条件)

第 4 条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高(地表面から雲までの高さ)300 メートル以上、視程 3,000 メートル以上、風速毎秒 15 メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

(航空特別応援の要請手続)

第 5 条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)に要請するものとする。

- (1) 必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等

- (3) 離発着可能な場所
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名
- (7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (8) 気象状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) その他必要な事項

2 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票(様式第1号)によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

(航空特別応援の決定通知)

第6条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

(航空特別応援の中断)

第7条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

(航空特別応援の始期及び終期)

第8条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点で終了するものとする。

2 ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始めるものとする。

3 ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

(出動したヘリに対する指揮等)

第9条 航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。

2 ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

3 ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者の通信連絡は、県内共通波(152.81MHZ)によるものとし、無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。

(航空特別応援の報告)

第 10 条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書(様式第 2 号)により、要請側市町村等の長に報告するものとする。

2 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書(様式第 3 号)により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

(要請側の市町村等の事前計画)

第 11 条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「臨着場」という。)の位置図等
 - (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
 - (3) 臨着場への職員の派遣
 - (4) 離発着の伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置
 - (5) 救急救助用資機材及び隊員等の補給体制
 - (6) その他必要と認める事項
- 3 前項各号の計画のうち、第 1 号については飛行場外離発着場調査表(様式第 4 号)により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とする。

(応援側の情報提供)

第 12 条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表(様式第 5 号)により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

(航空特別応援に要する費用の負担区分)

第 13 条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1)ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。
 - (2)応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村の負担とする。
 - (3) 前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
 - (4) 前 3 号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。
- 2 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前号第 1 号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書(様式第 6 号)により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

(ヘリの事故発生時の連絡)

第 14 条 要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故を発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(緊急出動に関する運用)

第 15 条 第 3 条 4 号に定める救急出動に関する運用については、この要綱が定めるもののほか別に定める要領により実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所在地	電話番号	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲 1 丁目 2 番 1 号	電話(043)223-1831 FAX (043)202-1676	消防局 警防部指令課

《様式 4 航空特別応援要請連絡表》

《様式 5 航空特別応援活動報告書》

《様式 6 航空特別応援災害報告書》

《様式 7 飛行場外離発着場調査表》

《様式 8 航空特別応援に要した費用請求書》

資料 48 公益財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人千葉県市町村振興協会(以下「この法人」という。)が千葉県内の市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合(以下「市町村等」という。)に交付する広域消防航空特別応援交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第 2 条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、消防用航空機を保有する市町村等が、千葉県広域消防相互応援協定書(以下「協定書」という。)に基づき千葉県内の市町村の区域を越えて行う航空特別応援(以下「航空特別応援」という。)を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第 3 条 交付金の交付の対象となる災害は、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱(以下「航空特別応援実施要綱」という。)第 2 条に規定する災害で、航空特別応援の措置がとられたものとする。

(交付金の申請)

第 4 条 前条に規定する災害が発生した市町村等の長は、航空特別応援を受けた場合、理事長に対し、当該応援を行った市町村等(以下「応援市町村等」という。)に交付金の交付をするよう申請することができる。

(交付金の決定)

第 5 条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、申請内容が適当であると認めたときは、申請のあった市町村等の長に交付金の交付決定をする。

2 交付金の額は、航空特別応援実施要綱第 13 条第 1 項第 1 号の規定により要請側の市町村等が負担すべき費用とする。ただし、その額は、航空特別応援の規模、活動内容等に応じて、300 万円を超えない範囲内において理事長が定める。

(交付金の交付)

第 6 条 理事長は、前条の交付金の交付決定をしたときは、応援市町村等の長に対し、交付金の交付通知をする。

2 理事長は、応援市町村等の長の請求に基づき、応援市町村等の長に交付金を交付する。

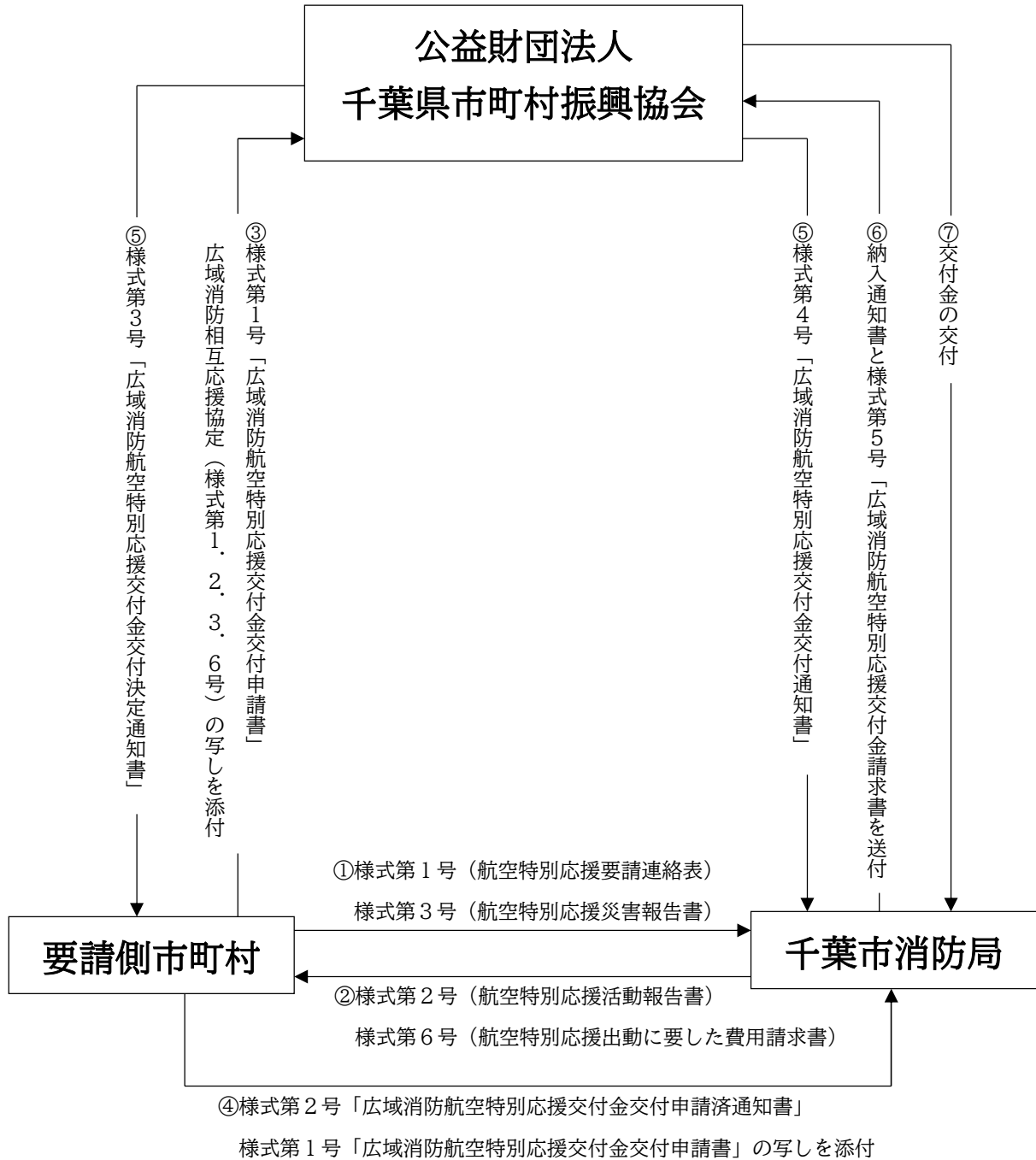
(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

広域消防航空特別応援交付金申請関係等フローチャート



資料 49 公益財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、財団法人千葉県市町村振興協会(以下「この法人」という。)広域消防航空特別応援交付金交付要綱(以下「要綱」という。)第 7 条の規定に基づき、交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 要綱第 4 条の規定により申請を行うときは、様式第 1 号の広域消防航空特別応援交付金交付申請書に千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に定められた様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 6 号の写しを添付して申請するものとする。

2 前項の申請を行った千葉県内の市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合(以下「市町村等」という。)の長は、要綱第 3 条に規定する災害の応援を行った市町村等(以下「市町村等」という。)の長に様式第 2 号により交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(交付決定等の通知)

第 3 条 要綱第 5 条の規定により交付金の交付決定をしたときは、様式第 3 号により申請のあった市町村等の長に通知するものとする。

2 前項の交付決定の通知をした場合、応援市町村等の長に様式第 4 号による交付金の交付通知を行うものとする。

(交付金の請求)

第 4 条 応援市町村等の長は、前条第 2 項の通知を受けたときは、速やかに理事長に様式第 5 号の交付請求書を提出しなければならない。

(交付金の交付)

第 5 条 理事長は、前条の請求があったときは、応援市町村等に交付金を交付する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

《様式 9 広域消防航空特別応援交付金交付申請書》

《様式 10 広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書》

《様式 11 広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書》

《様式 12 広域消防航空特別応援交付金交付通知書》

《様式 13 広域消防航空特別応援交付金交付請求書》

資料 50 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和 61 年 5 月 30 日付け消防教第 61 号制定
平成 21 年 3 月 23 日 消防応第 97 号最終改定

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地(以下「ヘリ」という。)を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、また要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、または実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、または実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害などの自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに付随する救急搬送活動を含む。)

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 応援側市町村
- ② 要請者、要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びへりの活動状況

- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
 - ⑪ その他必要な事項
- 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定通知
- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
 - (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知
- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続きについては、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項5項中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を要請側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
 - (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 9 要請手続の特例
- 要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。
- 10 広域航空消防応援の中断
- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
 - (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
 - (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるとき、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出場中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届けておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様な届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じて消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品

名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は第 14 項第 2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県知事を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担分

広域航空消防応援に要する経費の負担分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第 49 条第 1 項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前 2 号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は、広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

資料 51 大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画

1 目的

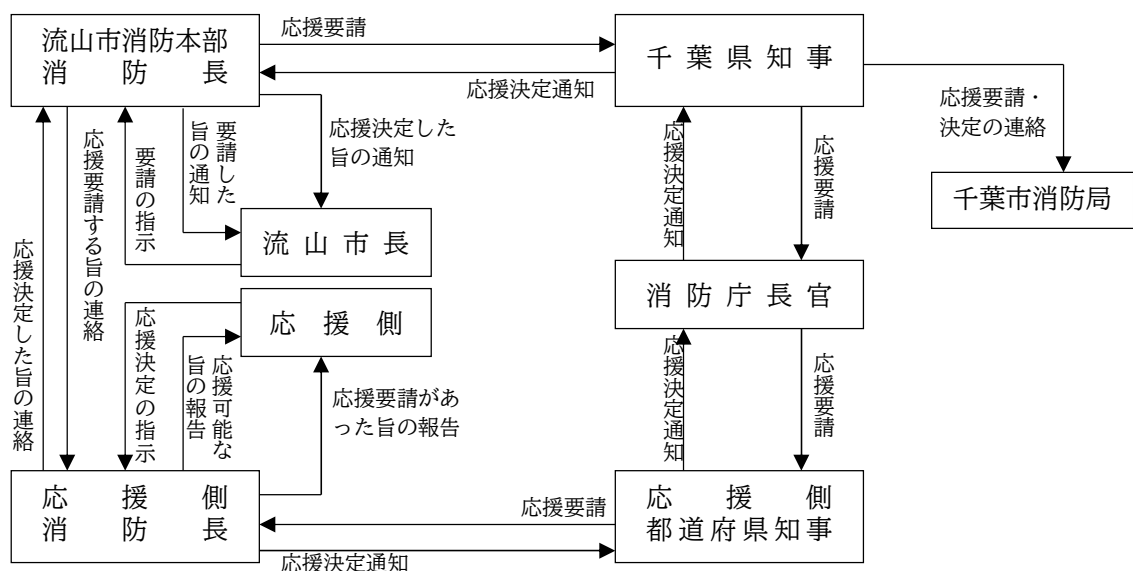
この計画は、流山市の区域内に大規模特殊災害が発生し、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「同細則」（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号消防庁次長通知。以下「要綱」、「細則」という。）に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための本市の要請手続その他必要な事項について定める。

2 要請手続

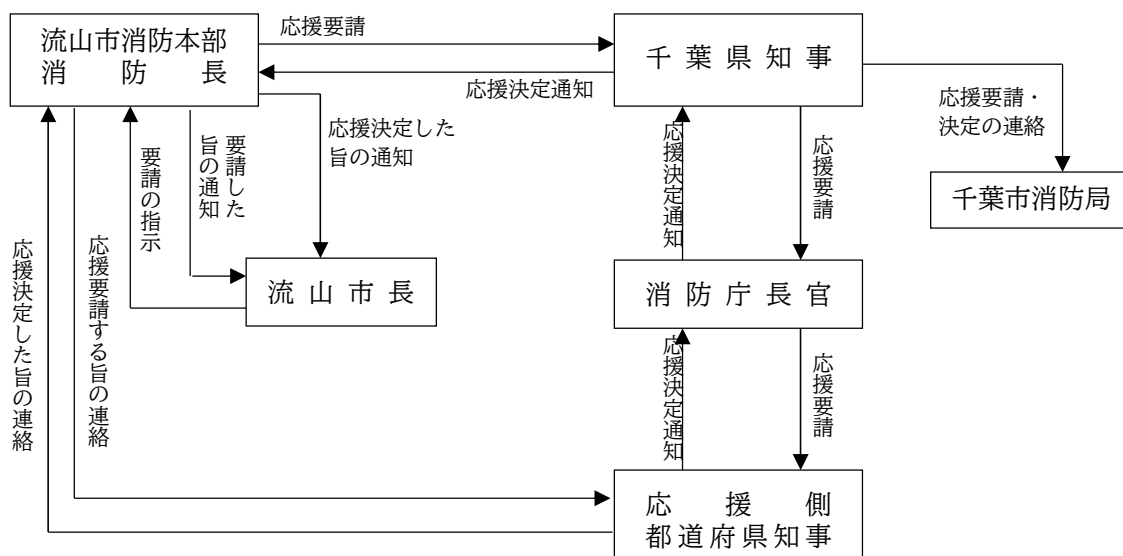
- (1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となり要請先市町村を決定した時は、直ちに市長に報告の上、その指示に従い千葉県知事に対し広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表（様式 14。以下「連絡表」という。）①から⑥に掲げる事項を明らかにして要請を行う。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
- (2) 消防長は、前項の要請を行った場合には、できるだけ速やかに連絡表⑦から⑧に掲げる事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に千葉県知事へも同様の連絡を行うものとする。

なお、全体の連絡系統図は次のとおりである。

① ヘリを保有する市町村への要請



② ヘリを保有する都道府県への要請



3 連絡体制

広域航空消防応援が円滑かつ迅速に行われるよう本市及びその他関係機関の連絡体制について、次のとおり定める。

(1) 流山市

時間帯		連絡窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信ネットワーク電話	地域衛星通信ネットワーク FAX
昼間	平常 8:30~17:15	防災危機管理課 防災危機管理係	04- 7150-6312	04- 7158-6696	012- 220-721	012- 220-722
	日曜・休日等 8:30~17:15	総務部財産活用課 財産活用係(守衛)	04- 7158-1111	04- 7158-4131	012- 220-721	012- 220-722
夜間	17:15~8:30	同上	04- 7158-1180	04- 7158-4131	012- 220-721	012- 220-722

(2) 千葉県

時間帯	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信ネットワーク電話	地域衛星通信ネットワーク FAX
昼間	危機管理課 災害対策室	043- 223-2175	043- 222-1127	012- 500-7320	012- 500-7298
夜間(休日)	消防課 情報通信管理室	043- 223-2178	043- 222-5219	012- 500-7225	012- 500-7110

(3) 千葉県消防局

時間帯	連絡窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信ネットワーク電話	地域衛星通信ネットワーク FAX
昼間	警 防 課	043- 202-1612	043- 202-1654	012-101- 800-3111	012-101- 800-3109
夜間（休日）	指 令 課	043- 223-1831	043- 202-1678	012-101- 800-3690	012-101- 800-3669

(4) 消防庁

時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	FAX 番号	地域衛星通信ネットワーク電話	地域衛星通信ネットワーク FAX
昼間	応 急 対 策 室	03- 5253-7527	03- 5253-7537	048-500- 90-49013	048-500- 90-49033
夜間（休日）	宿 直 室	03- 5253-7777	03- 5253-7553	048-500- 90-49102	048-500- 90-49036

(5) 応援市町村の消防本部

消防本部名	時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	FAX 番号	航空隊 電話番号	航空隊 FAX 番号
札幌市消防局	昼間	消防救助課	011- 215-2060	011- 272-9119	0133- 62-4119	011- 271-0632
	夜間	指 令 課	011- 215-2080	011- 261-9119		
仙台市消防局	昼間	警 防 課	022- 234-1111	022- 234-4280	022- 288-0100	022- 288-0012
	夜間	指 令 課		022- 234-2364		
東京消防庁	昼間	警 防 課	03- 3212-2111 (内 3542)	03- 3213-1476	042- 521-0190	042- 521-0191
	夜間					
横浜市消防局	昼間	警 防	045-334-6 409	045-334-6 594	045- 784-0119	045- 784-0116
	夜間	指 令 課	045-334-6 412	045-331-5 221		
川崎市消防局	昼間	警 防 課	044- 223-2606	044- 223-2619	03- 3522-0119	03- 3522-0119
	夜間	指 令 課	044- 223-2645	044- 213-2654		
静岡市消防局	昼間	警 防 課	054-280-0 162	054-280-0 168	054- 267-3019	054- 267-3022
	夜間	指 令 課	054-280-0 120	054-280-0 128		

消防本部名	時間帯	連絡・要請 窓口	電話番号	FAX 番号	航空隊 電話番号	航空隊 FAX 番号
浜松市消防局	昼間	情報指令課	053-	053-	053-	053-
	夜間		475-7552	472-1198		
名古屋市消防局	昼間	消 防 課	052-	052-	0568-	0568-
	夜間	指 令 課	972-3557	951-8463		
京都市消防局	昼間	警防計画課	052-	052-	075-	075-
	夜間	消 防 指 令 セ ン タ ー	961-3534	953-0119		
大阪市消防局	昼間	警 防 担 当	075-	075-	0729-	0729-
	夜間	指 令 情 報 セ ン タ ー	212-6720	212-6748		
神戸市消防局	昼間	警 防 課	06-	06-	078-	078-
	夜間	指 令 課	4393-6545	4393-4750		
岡山市消防局	昼間	警 防 課	06-	06-	086-	086-
	夜間	指 令 課	4393-4988	4393-4060		
広島市消防局	昼間	警 防 課	078-	078-	082-	082-
	夜間	消 防 課 指 令 係	747	325-8597		
北九州市消防局	昼間	警 防 課	082-	082-	093-	093-
	夜間	指 令 課	546-3451	249-1160		
福岡市消防局	昼間	警 防 課	082-	082-	092-	092-
	夜間	災 害 救 急 指 令 セ ン タ ー	546-3456	542-1007		

4 ヘリコプター離発着場

広域航空消防応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、次のとおりであり、ヘリコプターの活動拠点とするものである。

なお、ヘリコプター離発着場の状況は別図、離発着場調査表は様式 15 のとおりである。

番号	ヘリポートの名称	施設管理者	広さ	消防署等からの 所要時間	電話番号	備考
1	新東谷防災広場	流山市	70m ×50m	車(消防本部) 約 10 分	04- 7158-1111	

5 燃料の補給体制

ヘリコプター用燃料（Jet A-1）の補給については、千葉県とマイナミ空港サービス株式会社との協力体制に基づき給油する。

給油の方法については、当該給油会社と協議の上、ドラム缶搬送による給油または成田国際空港内給油の方法を取る。

なお、成田国際空港内で燃料の補給を行う場合は、消防庁はあらかじめ成田国際空港株式会社空港運用本部長へ成田国際空港使用届（様式 16）を提出し、ヘリコプターの離発着について許可を得なければならない。

ただし、緊急を要する場合にあっては電話等で許可を得、事後速やかに文書を送付するものとする。

燃料の補給等に係る連絡先は次のとおりである。

(1) 燃料補給会社（マイナミ空港サービス株式会社）連絡先

No.	事業所	電話番号	FAX 番号	搬送方法	備考
1	羽田事業所 （給油課）	03-5757-9055	03-5757-9058	・ドラム ・ローリー車	・ドラム燃料 約 50 本保管
2	成田事業所 （給油課）	0476-34-8820 090-3206-7568	0476-34-8661	・ローリー車 （機上給油）	・要成田国際空港施設使用届 ・機上給油：要成田国際空港(株)許可

(2) 成田国際空港(株)及び国土交通省成田空港事務所連絡先

時間帯	部署名	電話番号	備考
9:00～17:00	安全推進部	0476-34-5633	
17:00～9:00	運用管理部	0476-32-2246	FAX：0476-30-1586
24 時間	国土交通省成田空港事務所	0476-32-1064	

6 通信

広域航空隊と本市との連絡方法は応援隊と協議の上、消防無線及びそれに代る無線設備を使用する。

7 職員の派遣

ヘリポートの作成、ヘリコプターの誘導及び給油作業等のため、消防職員をヘリポートに派遣する。

ヘリポートについては、おおむね次の措置を講ずる。

(1) 散水

(2) ヘリポート標示

ヘリポートには、石灰等により直径 10m以上の円で着陸地点を標示し、緊急やむを得ない場合は、一辺 2m以上の十字で標示する。

なお、やむを得ず日没以降に着陸する場合は照明機や自動車の前照灯等で進入方向の側面から照明する。また、上空からの目標となるようヘリポートの一角で赤色回転灯を作動させる。

(3) 風向標示

風向の標示は、原則として吹き流しで行い、着陸地点から 30mから 50m離れた高さ 4mから 5mの位置に設置する。

なお、吹き流しが設置できない場合は、発煙筒を使用する。

(4) ヘリコプターの誘導

ヘリコプターの着陸誘導は、進入方向（ヘリコプターは、おおむね風速

5m/s 以上の場合は風に向かって、また風速 5m/s 未満の場合は障害物の少ない方向から進入する。）を考慮し着陸地点から 15mから 20m離れた風上側または障害物の多い側に位置して誘導する。

なお、風圧に対する服装等を整えておくものとする。

8 資機材の調達

ヘリコプターの応援を受けた場合は、速やかに消火、救助等に必要な資機材を準備する。

各種資機材は、次の方法により調達する。

(1) 空中消火機材及び空中消火薬剤

県に要請し、他都道府県から調達する。

県は、空中消火資機材（大型ヘリ散布装置）を 8 基保有しており、その全てを陸上自衛隊木更津駐屯地（第 1 ヘリコプター団）に管理を委託している。

吹き流しについては、県で管理し、防災センターに保管している。

(2) 救急救助資機材

本市の保有状況は、資料 107 のとおり。

なお、不足が生じた場合、千葉県広域消防相互応援協定に基づき、近隣市町村等から調達する。

《様式 14 広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表》

《様式 15 離発着場調査表》

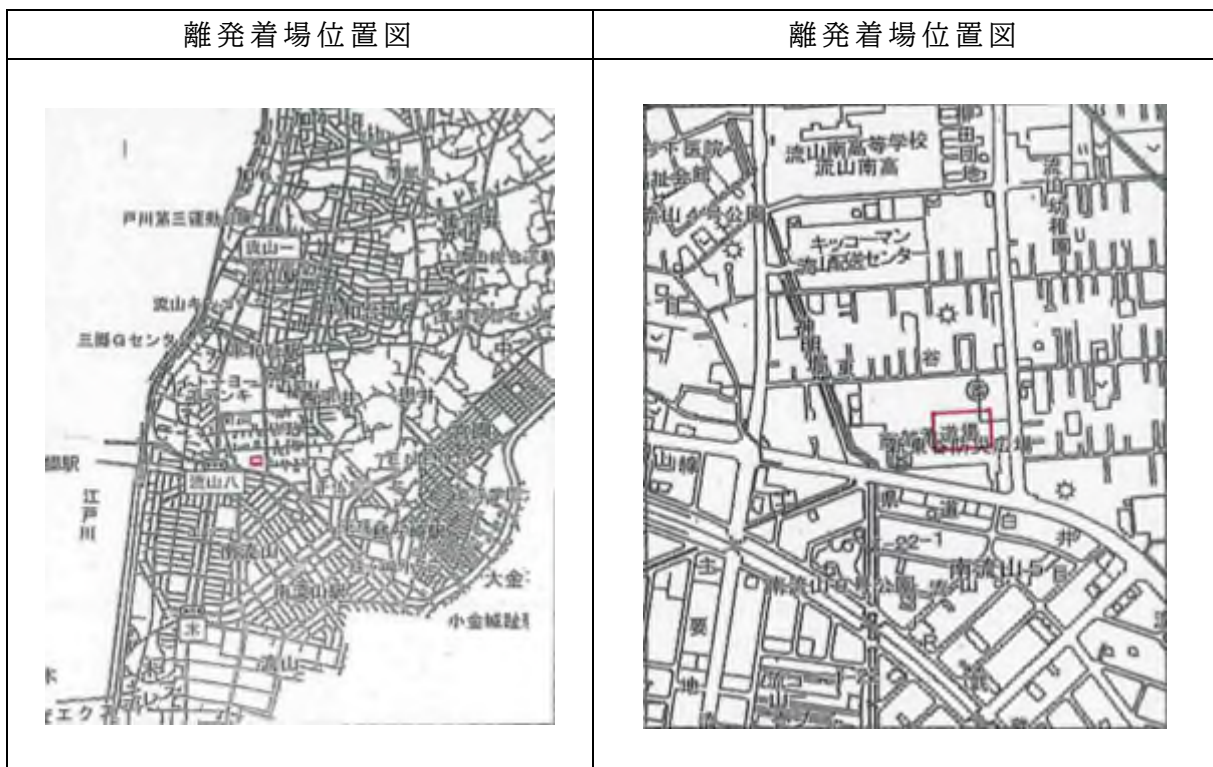
《様式 16 成田国際空港施設使用届》

9 附則

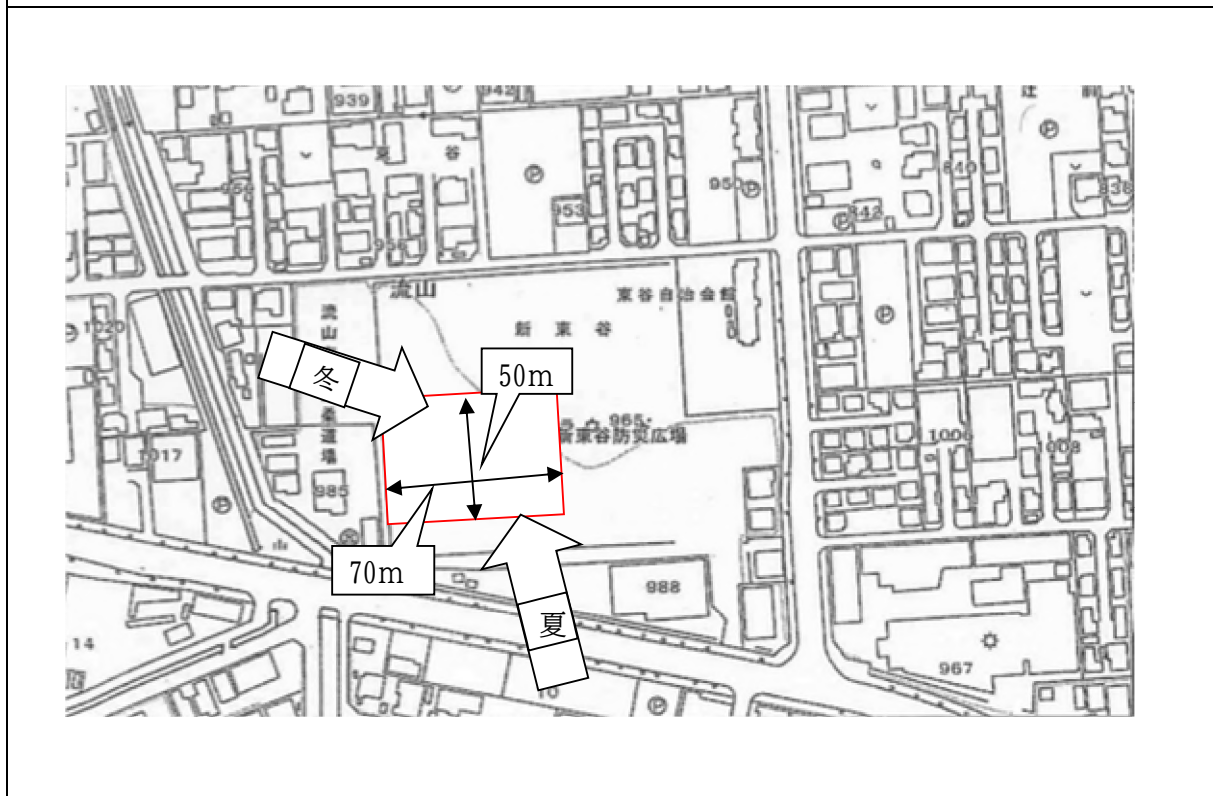
この計画は、昭和 62 年 5 月 27 日から施行する。

別図

<新東谷防災広場>



離発着場見取図（矢印は恒風方向）



資料 52 航空特別応援に係る流山市の事前計画

1 目的

この計画は、流山市の区域内に大規模災害、産業災害その他の災害が発生した場合、千葉県下の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）を使用した消防に関する応援を要請しようとする場合に、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための、本市の要請手続きその他必要な事項について定める。

2 要請手続

- (1) 市長又は消防長は、航空特別応援が必要となり要請先市町村を決定した時は、要請事項等を明らかにして、応援側市町村等の長又は消防長に要請を行う。
- (2) 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。
- (3) 市長又は消防長は、前項の要請を行う場合は、航空特別応援要請連絡表（様式 18）によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

3 ヘリコプター離発着場

航空特別応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 19）の 4 を準用する。

なお、飛行場外離発着場調査表は、様式 18 のとおりである。

4 通信

ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法は、県内共通波を使用する。

5 職員の派遣

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 19）の 7 を準用する。

ただし、ヘリポートの表示は、直径 4m 以上の円に H の表示をし、色彩は明瞭な一色とする。

6 資機材

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 19）の 8 を準用する。

《様式 17 航空特別応援要請連絡表》

《様式 18 飛行場外離発着場調査表》

別表

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所在地	電話番号等	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲 1-2-1	電話：043-223-1831 F A X：043-202-1676	消防局 警防部 指令課

別図

<新東谷防災広場>

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料 19)の別図を参照。

資料 53 市防火対象物の現況

(令和 4 年 1 月)

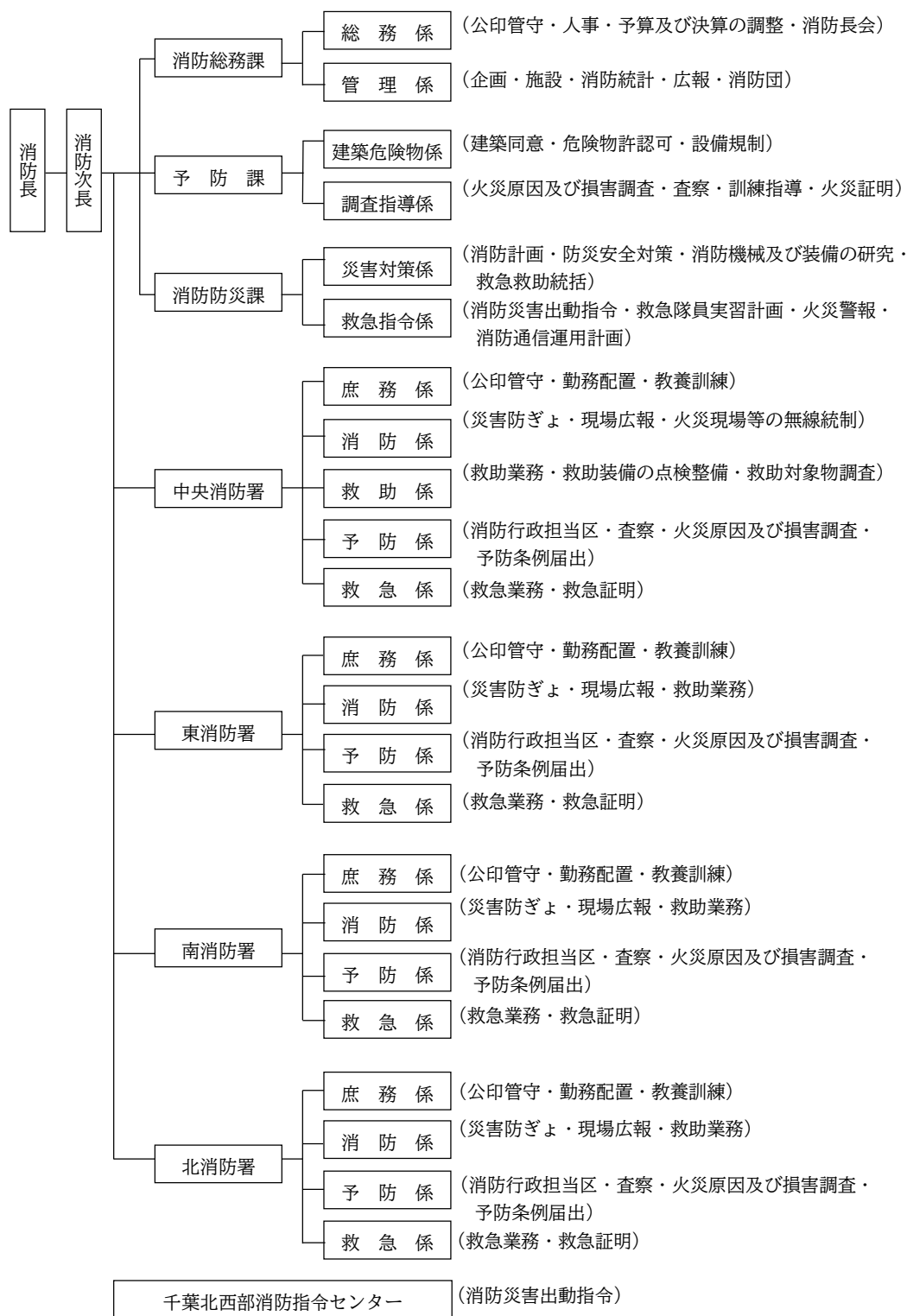
区分	防火対象物名	施設数
1	観覧場	1
	公会堂、集会場	80
2	ナイトクラブ	
	遊技場	6
	性風俗関連特殊営業を営む店舗	
	カラオケボックス	3
3	待合、料理店	5
	飲食店	108
4	百貨店、マーケット、物品販売業	181
5	旅館、ホテル、宿泊所	3
	寄宿舍、下宿、共同住宅	2,264
6	病院、診療所	54
	老人ホーム	71
	老人デイサービス、保育所	132
	幼稚園、特別支援学校	30
7	学校	138
8	図書館、博物館	2
9	蒸気浴場	
	公衆浴場	2
10	車両の停車場	3
11	神社、寺院、教会	38
12	工場、作業場	164
13	自動車車庫	54
14	倉庫	146
15	その他の事業所	280
16	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	424
	上記以外の複合用途防火対象物	204
16 の 2	地下街	
16 の 3	準地下街	
18	延長 50m 以上のアーケード	3
19	市町村が指定する山林	
20	自治省令で定める舟車	
合計		4,396

資料 54 市消防組織の現況

(令和 3 年 4 月)

区 分		消防職員・団員			
		消防職員	その他	消防団員	計
消 防 本 部		27	—	—	27
消 防 署	中央消防署	55	—	—	55
	東 消 防 署	33	—	—	33
	南 消 防 署	43	—	—	43
	北 消 防 署	43	—	—	43
ちば北西部消防指令センター		5	—	—	5
合 計		206	—	—	206
消 防 団		—	—	276	276
合 計		206	—	276	482

消防本部・消防署の組織



() 内は、主な事務の内容です。

資料 55 市消防団方面別隊別受け持ち区域表

(令和3年5月)

名称		区域
第一方面隊	第1分団	流山(第5分団の受持ち区域とする流山の区域を除く。) 流山5丁目 流山6丁目 流山7丁目 流山8丁目 流山9丁目 南流山5丁目 南流山7丁目
	第4分団	木 南流山6丁目 南流山8丁目
	第5分団	鱈ヶ崎 鱈ヶ崎一丁目 鱈ヶ崎二丁目 南流山1丁目 南流山2丁目 南流山3丁目 南流山4丁目 流山の一部
	第6分団	西平井 西平井一丁目 西平井二丁目 西平井三丁目 平和台2丁目 平和台3丁目 平和台4丁目
第二方面隊	第2分団	流山1丁目 流山2丁目 流山3丁目 流山4丁目
	第3分団	加一丁目の一部 加四丁目の一部 加五丁目 加六丁目
	第7分団	加 加一丁目の一部(第3分団の受持ち区域とする加一丁目の区域を除く。) 加二丁目 加三丁目 加四丁目の一部(第3分団の受持ち区域とする加四丁目の区域を除く。) 平和台1丁目 平和台5丁目
	第8分団	三輪野山 三輪野山一丁目 三輪野山二丁目 三輪野山三丁目 三輪野山四丁目 三輪野山五丁目 おおたかの森西一丁目 おおたかの森西二丁目 おおたかの森西三丁目 おおたかの森西四丁目
第三方面隊	第12分団	平方 美原1丁目 美原2丁目 美原3丁目 美原4丁目 平方村新田
	第13分団	中野久木 富士見台 富士見台1丁目 富士見台2丁目
	第14分団	北 小屋 上新宿 上新宿新田 南 若葉台 西初石1丁目 西初石2丁目 西初石3丁目
	第15分団	谷 桐ヶ谷 上貝塚 下花輪 大畔
第四方面隊	第10分団	西深井 深井新田
	第11分団	東深井 こうのす台
	第22分団	江戸川台東1丁目 江戸川台東2丁目 江戸川台東3丁目 江戸川台東4丁目 江戸川台西1丁目 江戸川台西2丁目 江戸川台西3丁目 江戸川台西4丁目
	第18分団	野々下1丁目 野々下2丁目 野々下3丁目 野々下4丁目 野々下5丁目 野々下6丁目 長崎1丁目 長崎2丁目 市野谷 おおたかの森南一丁目 おおたかの森南二丁目 おおたかの森南三丁目
第五方面隊	第19分団	駒木 十太夫 美田 おおたかの森東一丁目 おおたかの森東二丁目 おおたかの森東三丁目 おおたかの森東四丁目
	第20分団	駒木台 青田
	第21分団	東初石1丁目 東初石2丁目 東初石3丁目 東初石4丁目 西初石4丁目 西初石5丁目 おおたかの森北一丁目 おおたかの森北二丁目

		おおたかの森北三丁目
第 六 方 面 隊	第16分団	前ヶ崎 名都借 西松ヶ丘1丁目 向小金1丁目の一部
	第17分団	思井 思井一丁目 中 宮園1丁目 宮園2丁目 宮園3丁目 芝崎 古間木 前平井 後平井
	第23分団	松ヶ丘1丁目 松ヶ丘2丁目 松ヶ丘3丁目 松ヶ丘4丁目 松ヶ丘5 丁目 松ヶ丘6丁目 向小金1丁目(第16分団の受持ち区域とする向小金 1丁目の区域を除く。) 向小金2丁目 向小金3丁目 向小金4丁目

※流山消防団規則 別表第1より

資料 56 市消防車台数、消防無線電話の現況

(令和2年12月)

区 分	消防本部	消防署				予備車	計	消防団	合計	
		中央署	東署	南署	北署					
消防自動車等	指令車	1					1		1	
	査察車・査察調査車	2					2		2	
	指揮車・指導車	1	1				2	1	3	
	連絡車	3	2	1	1	1	8		8	
	水槽付ポンプ車			1	1	1	1	4	4	
	ポンプ車		1	1	1	1		4	6	
	化学車		1					1	1	
	はしご車		1					1	1	
	大型水槽車		1					1	1	
	小型ポンプ付積載車							17	17	
	高規格救急車		1	1	2	1	1	6	6	
	救助工作車		1					1	1	
	資機材搬送車			1				1	1	
	起震車					1		1	1	
	けん引車				1			1	1	
	ボートトレーラー				1			1	1	
	水難救助艇				1			1	1	
マイクロバス		1					1			
計	7	10	5	8	5	2	37	24	61	
消防無線電話	基地局	1					1		1	
	移動局	車載型	3	7	4	6	5	25	24	49
		携帯型	1	6	4	4	4	19		19
		可搬型	2	2	1	1	1	7		7
計	7	15	9	11	10		52	24	76	

資料 57 市消防水利の現況

(令和 2 年 12 月)

(単位：基)

区分		中央署	東署	南署	北署	計	
消 火 栓	公 設	75 mm	144	111	104	211	570
		100 mm	130	72	71	102	375
		125 mm	7		7		14
		150 mm	140	37	36	92	305
		200 mm	45	10	22	33	110
		250 mm	4	2	12		18
		300 mm	15	16		7	38
		400 mm	3	13	3	3	22
		小 計	488	261	255	448	1,452
	私 設	11	1		2	14	
計		499	262	255	450	1,466	
防 火 水 槽	公 設	20 m ³ 未満	12	33	6	38	89
		40 m ³ 未満	6	5	3	2	16
		40 m ³ 以上	112	69	31	179	391
		小 計	130	107	40	219	496
	私 設	20 m ³ 未満	1				1
		40 m ³ 未満	5	4	2	1	12
		40 m ³ 以上	171	69	116	85	441
		小 計	177	73	118	86	454
計		307	180	158	305	950	
そ の 他	プ ー ル		12	9	3	12	36
	河川・池 等		1		1		2
	計		13	9	4	12	38
合 計		819	451	417	767	2,454	

出典：令和元年度消防年報

資料 58 市内危険物施設の現況

1. 消防法別表に定める指定数量以上の施設

(令和3年1月)

施設の種類	施設数	アルコール	燃料	その他	備考
製造所	1			1	
屋内貯蔵所	9	1	1	7	
屋外貯蔵所	4		2	2	
屋内タンク貯蔵所	2		1	1	
屋外タンク貯蔵所	3	1	2		
地下タンク貯蔵所	31		28	3	
移動タンク貯蔵所	30		30		
給油取扱所	23		営業用 18		
			自家用 5		
一般取扱所	22	1	18	3	
販売取扱所	1			1	
合計	126	3	105	18	

2. 貯蔵品が1トン以上のガス施設

(令和3年1月)

施設の種類	施設数	天然ガス	LPガス	備考
ガス充てん所	1		1	
ガスタンク	2	1	1	
集中給油設備	25	1	25	
合計	29	2	27	

